

富田浜在宅介護サービスセンター指定通所介護事業所 重要事項説明書

(2025年4月1日現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 富田浜在宅介護サービスセンター指定通所介護事業所
- ・開設年月日 1998年7月3日
- ・所在地 三重県四日市市富田浜町 26-14
- ・電話番号 059-365-0066
- ・ファックス番号 059-365-0412
- ・管理者名 中川 渉
- ・介護保険指定番号 2470200219

(2) 通所介護についての概要

通所介護については、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる従事者の協議によって、通所介護計画が作成されます

その際には利用者・保証人(ご家族)の希望を十分に取り入れるとともに、計画の内容については同意をいただくようになります

(3) 通所介護の運営方針

ご利用者個人の人格を尊重し、老いても、障害をもっても尊厳のある人間としての生活が保証されるよう施設へ通所し、また施設からの訪問サービスを利用することにより明るく心豊かな在宅生活が営めることを目指し、余生を生きがいのあるものとして充実した日々を過ごしていただくように思いやりの心をもって利用者の介護に努めることを基本理念とします

また地域の方々との心のふれあい、交流を深め、関係機関による調整および情報交換を密にして地域に溶け込んだ施設運営を目指します

2 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

四日市市(富田地区、富州原地区、大矢知地区、羽津地区、八郷地区、海蔵地区、橋北地区、下野地区)

三重郡(朝日町、川越町)

(2) 営業日及び営業時間

- ・営業日は月、火、水、木、金、土曜日(日曜日、祝日は原則休日)
年末年始休み 12月31日、1月1日、2日、3日
- ・営業時間は8時30分～17時30分まで

3 施設の職員数及び体制

	員数	業務内容
管 理 者	1 人	管理業務
生 活 相 談 員	1 人	生活相談
看 護 職 員	1 人以上	日常生活上の看護
介 護 職 員	4 人以上	日常生活上の介護
機能訓練指導員	1 人以上	個別機能訓練指導

通所サービス利用者定員（1 日）

定員 32 名

4 サービス内容

- ①通所介護計画の立案
- ②介護
- ③看護
- ④個別機能訓練計画の作成
- ⑤相談援助サービス
- ⑥昼食
- ⑦入浴
- ⑧利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨行政手続き代行

5 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています

協力医療機関(併設病院)

- ・ 名称 医療法人 富田浜病院
- ・ 住所 三重県四日市市富田浜町 26 番 14 号

6 緊急の連絡先

緊急の場合には、「富田浜在宅介護サービスセンター指定通所介護事業所利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します

7 当施設利用に当たっての留意事項並びに禁止事項

- ・ 面会は定められた時間で行ってください
- ・ 外出は施設長の許可が必要です
- ・ 飲酒は禁止、喫煙は所定の位置でお願いします
- ・ 設備、備品の利用は管理者の許可が必要です
- ・ 金銭、貴重品、その他私物の管理はご利用者様ご自身で管理してください
- ・ ペットの持ち込みは禁止させていただきます
- ・ 職員への中元、歳暮等の贈答品はご遠慮願います
- ・ 火気の取扱いは禁止させていただきます

- ・飲食物の持ち込みは禁止させていただきます
 - ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止させていただきます
 - ・サービス提供時間内（9：00～16：30）の診療機関の受診はできません
- ※上記の禁止・留意事項に反する利用者に対してはその場で注意させていただきます

8 非常災害対策

- ・防災設備スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練年 2 回

9 利用料金

(1) 基本料金

- ①施設利用料（介護保険制度では、要介護状態区分等により利用料が異なります。自己負担金額は基本的に 1 割負担です）

〔6時間以上 7 時間未満の場合〕

要介護 1	584 単位/回
要介護 2	689 単位/回
要介護 3	796 単位/回
要介護 4	901 単位/回
要介護 5	1,008 単位/回
送迎を行わない場合	-47 単位/片道
入浴介助加算Ⅰ・Ⅱ	40 単位・55 単位/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56 単位/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76 単位/日
個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位/月
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
サービス提供体制加算Ⅰ	22 単位/日
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1000 分の 92 に相当する単位

②地域区分の適用

- ①施設利用料×10.27 円

(2) その他の料金

- ・食費
昼食代 700 円、おやつ代 50 円
- ・家族様のやむを得ない理由によるサービス提供時間外の利用
1,500 円／30 分

10 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たりご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます

11 事故発生時の施設の対応

(1) 利用者・家族への対応

①施設内での事故対応

施設内で介護事故が発生した場合、直ちに利用者の状態を確認し、身体状態によっては現場職員が緊急処置を行います

同時にその他の現場職員が協力医療機関に連絡し、施設担当医師により処置を施していただきます

施設で対応できないと判断した場合は、協力医療機関の富田浜病院、もしくは救急車を依頼しご希望の医療機関に移送し受診していただきます

②施設外での事故対応

施設外で発生した事故（ご利用者様を自宅内・外で介護した際に発生した事故、施設行事で外出した際に発生した事故、施設送迎時に発生した交通事故等）の場合、まず、現場職員がご利用者の身体状態を確認し、管理者に連絡し指示を得ます

緊急を要する場合、身体状態によっては直ちに救急車を依頼します

その間、現場職員が心肺蘇生等の救命処置を施す場合があります

緊急を要しないと判断された場合、自宅にて療養していただくか施設車両で協力医療機関に移送、もしくは希望の医療機関に移送し受診していただくこともあります

③管理者への報告

基本的に介護事故が発生したら直ちに管理者へ報告します

④家族様への説明

介護事故発生後、管理者が速やかに家族に説明します

家族の申し出についても対応します

⑤利用者・家族への損害賠償

介護事故により、施設側に賠償責任が発生した場合は、あいおいニッセイ

同和損害保険会社「介護保険・社会福祉事業者総合保険」により補償します

⑥事故記録と報告

事故の対応が一通り完了した後、事故報告書を作成します

(2) 行政機関への報告

介護事故の場合、速やかに四日市市へ報告します

1.2 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます

- ・ 苦情受付窓口（担当者）

苦情解決責任者	施設長 中川 渉
苦情解決担当者	高木 友貴

- ・ 受付時間

月曜日から土曜日 8時30分～17時30分

（日曜日、祝日、年末年始休み12月31日～1月3日を除く）

電話番号	059-365-0066
FAX	059-365-0412
Mail	syahuku@tomidahama.jp

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています

(2) 行政機関その他苦情受付機関

四日市市役所介護高齢福祉課	所在地	四日市市諏訪町 1-5
	電話番号	059-354-8170
	FAX	059-359-0288
国民健康保険団体連合会	所在地	津市桜橋 2 丁目 96
	電話番号	059-213-6500
	FAX	059-222-4166
三重県社会福祉協議会	所在地	津市桜橋 2 丁目 131
	電話番号	059-227-5145
	FAX	059-227-6618

通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました

社会福祉法人 富田浜福祉会
富田浜在宅介護サービスセンター
指定通所介護事業所

氏名 ⑩
年 月 日

事業者
住所 三重県四日市市富田浜町 26 番地 14 号
社会福祉法人 富田浜福祉会
富田浜在宅介護サービスセンター
指定通所介護事業所

施設長 中川 渉 ⑩

私（利用者及びその家族）はサービスの提供の開始に際し、上記担当者から別紙について説明を受け、通所介護サービスを利用することに同意いたします

社会福祉法人 富田浜福祉会
理事長 河野 稔文 殿

本人
(利用者) 住所

氏 名

代理人 住所

氏 名

続 柄（利用者との関係）

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします

富田浜在宅介護サービスセンター

指定通所介護事業所運営規程

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人富田浜福祉会が開設する富田浜在宅介護サービスセンター指定通所介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者(以下「従事者」という。)が、要介護状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定通所介護を提供することを趣旨とする。

(事業の目的及び運営の方針)

- 第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- 2 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、指定通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 3 関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 5 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 富田浜在宅介護サービスセンター指定通所介護事業所
- (2) 所在地 四日市市富田浜町 26 番地 14 号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤兼務 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 常勤専従 1名 常勤兼務 1名
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員 非常勤専従 2 名以上
看護職員は、健康チェック等行うことにより利用者の健康状態を的確に把握すると共に、利

用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

- (4) 介護職員 常勤専従 4 名以上 非常勤専従 2 名以上

介護職員は指定通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介護を行う。

- (5) 機能訓練指導員「柔道整復師」

柔道整復師 非常勤専従 2 名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為に必要な機能訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。(日曜日、祝日は原則休日とする。) 年末休み 12 月 31 日 1 月 1 日、2 日、3 日
- (2) 営業時間は午前 8 時 30 分～午後 17 時 30 分までとする。
- (3) サービス提供時間は午前 9 時 00 分～午後 16 時 30 分までとする。

(利用定員)

第 6 条 1 日に指定通所介護のサービスを提供する定員は 30 名とする。

(事業内容)

第 7 条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。

ア、 排泄の介助

イ、 移動の介助

ウ、 通院の介助等その他の必要な身体の介護

エ、 養護

- (2) 健康状態の確認

- (3) 運動機能向上サービス

利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。

ア、 日常動作に関する訓練

イ、レクリエーション(アクティビティ・サービス)

ウ、 グループワーク

エ、 行事的活動

オ、 体操

カ、 趣味活動

- (4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。

(5) 入浴サービス

1. 入浴形態

イ、 特殊浴槽における入浴

ア、衣類着脱

イ、 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ、 その他必要な介助

(6) 食事サービス

1. 準備、後始末の介助

2. 食事摂取の介助

3. その他必要な介助

(7) 口腔機能サービス

口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者について、口腔清掃の指導若しくは実施又は摂取・嚥下機能の関する訓練の指導実施を行う。

(8) 相談、助言等に関する事

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

1. 常動作に関する訓練の相談、助言

2 栄養食事相談等の栄養管理

2. 福祉用具の利用法の相談、助言

3. 住宅改修に関する情報提供

4. 家族介護教室の開催

5. その他必要な相談

(通所介護計画の作成等)

第8条 指定通所介護提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を、説明して同意をえる。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、継続的なサービスの管理評価を行う。

(指定通所介護の利用料)

第 9 条 本事業が提供する指定通所介護の利用料は介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の法令等で定められた負担割合とする。但し、次に挙げる項目については、別に利用料の支払を受ける。

1. 食料	食事1回分につき	650円
-------	----------	------

2. オムツ代 実費

3. 前各号に挙げるものの他、指定通所介護の中で提供されるサービスのうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。
- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な費用を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。又、併せて、その支払に同意する旨の文章に署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

四日市市 (富田地区、富須原地区、大矢知地区、羽津地区、八郷地区、下野地区、橋北地区)
三重郡 (朝日町、川越町)

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第 11 条 指定通所介護の提供にあたっては、利用者に係る医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等について確認し、利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意する。
- 2 利用者が浴室、機能訓練室その他の設備及び備品等を使用する場合は、従業者の指示に従って使用するよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 指定通所介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第 13 条 指定通所介護の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
 - 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 14 条 震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知する。また、非常災害に備えるため、定期的な訓練を行う。

避難訓練 : 年 1 回

救出訓練 : 年 1 回

通報訓練 : 年 1 回

- 2 前項の具体的計画とは、消防法施行規則第3条に規定の消防計画又はこれに準ずる計画及び非常災害に対処するための計画とする。また、管理者を防火管理についての責任者とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(相談・苦情対応)

第 16 条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、指定通所介護に関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を定期的に設け、勤務体制の整備に努める。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - 二 継続研修 年 1 回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。
- 3 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。

付則

この規定は、令和6年8月1日から施行する。